

貿易関係証明申請要領

春日井商工会議所では、商工会議所法に基づき、公的な立場で原産地証明等、貿易関係証明の発給事務を実施しております。証明の受給にはあらかじめ所定の貿易関係証明申請者登録台帳等をご提出いただき、申請を行っていただく必要があります。

<登録台帳>

1. 貿易関係証明に関する誓約書（申請者向けまたは代行業者向け）
2. 署名届（代行業者は必要なし）
3. 貿易関係証明（申請者・代行業者）業態内容届

当商工会議所では、これにもとづき

1. 証明内容に関する審査手続きの一部を簡素化し、証明事務の迅速化を図る。
2. 証明内容については問題が発生した場合に速やかに対応する。
3. 貿易取引発展のため海外からの照会、引合い等に対して紹介、斡旋する。

等の目的に使用いたしますので、もれなくご記入ください。

<登録手続きと登録料>（申請者、代行業者）

	提出書類	登録料（税込）
法人	業態内容届（裏面：署名届）、誓約書、印鑑証明書（3ヶ月以内原本） 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内原本） ※署名届については、必ず貴社にてコピー（控え）を保管ください。	会員 1,100円 非会員 2,200円
個人	業態内容届（裏面：署名届）、誓約書、印鑑証明書（3ヶ月以内原本）、 住民票（3ヶ月以内原本）、 【新規の場合】「開業届」のコピー、「納税証明書」のコピー ※署名届については、必ず貴社にてコピー（控え）を保管ください。	
その他 必要書類	1. 営業拠点が地区内にない場合 ①登記上の本店所在地区の商工会議所（または商工会）の会員証明書 ②証明を申請する商工会議所で登録が必要な理由書 2. 代表者が外国人の場合 ・在留カード（特別永住者の方は「特別永住者証明書」）のコピー（表裏両面） 3. 中古品を取り扱う場合 ・各都道府県公安委員会発行の古物商許可書のコピー	

<登録の有効期間>

登録日より2年間有効です。ただし、登録内容の変更については変更届に必要な事項をご記入の上、ご提出下さい。

<登録の更新>

新規登録と同様の手続きが必要です。

<証明書の申請>

証明申請依頼書に必要な事項をご記入の上、証明書必要枚数に当所控として1枚（コピー不可）を加えてご提出下さい。

※当所控各1部は「証明書発行枚数1件につき5枚以内」には含みません。

<証明手数料（税込）>

1件につき 会員：550円、非会員：1,100円

追加発給を含むすべての書類について、証明書発行枚数は1件につき5枚以内として、やむをえずこれを超える分については、5枚ごとに1件分の手数料を頂きます。また、一旦納入された証明手数料は、払戻しいたしません。

<その他>

原産地証明については、所定の証明書用紙で作成していただきますので、あらかじめお申し出下さい。

≪1冊（100枚綴）671円（税込）≫

希望により申請者向けマニュアルもあります。≪1冊 418円（税込）≫

<問合せ先>

春日井商工会議所 事業推進課

〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45 TEL (0568) 81-4141 FAX (0568) 81-3123

E-mail : master@kcci.or.jp URL : http://www.kcci.or.jp

～必ず別紙「貿易関係証明発給方法」をご一読下さい～